

札幌市立学校設置条例の一部を改正する条例案

令和2年（2020年）5月28日提出

札幌市長 秋 元 克 広

札幌市立学校設置条例の一部を改正する条例

札幌市立学校設置条例（昭和39年条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表(5)特別支援学校の表中「北海道札幌市立山の手養護学校」を「市立札幌山の手支援学校」に改める。

附 則

この条例は、令和2年8月1日から施行する。

（理 由）

北海道札幌市立山の手養護学校の名称を変更するため、本案を提出する。